

特別養護老人ホーム千寿園運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千寿会が設置する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）は、介護保険法の理念に基づき要介護状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう適切な指定介護老人福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行う。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

3 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うものとする。

4 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村の高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び入所定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム千寿園
- (2) 所 在 地 宮崎県延岡市北浦町古江2693番地
- (3) 入所定員 30名

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- (1) 施設長（管理者） 1名
- (2) 生活相談員 1名以上

- (3) 介護支援専門員 1名以上
- (4) 機能訓練指導員 1名以上（看護師兼務）
- (5) 看護職員 1名以上
- (6) 介護職員 10名以上
- (7) 医師 1名以上
- (8) 栄養士 1名以上
- (9) 調理員 1名以上
- (10) 事務員 1名以上

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

（職 務）

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長（管理者）の職務を代行する。
- (2) 生活相談員
入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。
- (3) 介護支援専門員
要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス業務を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事するとともに、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。
- (4) 機能訓練指導員
入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
- (5) 看護職員
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (6) 介護職員
入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。
- (7) 医師
入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (8) 栄養士
給食管理、入所者の栄養指導に従事する。
- (9) 調理員
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。
- (10) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。

第3章 入所者に対する指定介護老人福祉サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(入退所)

第6条 入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し、自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は指定介護保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 2 入所予定者の入所に際しては、本人の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 3 施設は、入所者について本人の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
- 4 前項の検討に当たっては、介護職員、生活相談員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができること認められる入所者に対し、本人及び家族の希望、本人が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、本人の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所者の退所に際しては、介護保険法に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入所者の施設サービスに関する計画)

第7条 入所者の心身の状況、その置かれている環境等、入所者及び家族等が現に抱えている問題を明らかにし、当該入所者について把握された解決すべき課題に基づいて、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成することとする。

- 2 入所者の施設サービス計画について、介護支援専門員は施設サービス計画の原案について入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 3 施設サービス計画は、実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(施設サービスの取扱方針)

第8条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うこととする。

- 2 施設は、施設介護サービスが施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮することとする。
- 3 施設は、入所者のプライバシーの確保に配慮することとする。
- 4 施設は、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行うこととする。
- 5 施設職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

- 6 入所者のサービス提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないこととする。
- 7 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
- 8 施設は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

- 第9条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
 - 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
 - 6 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に介護及び支援するものとする。
 - 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

- 第10条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供することとする。
- 2 食事の提供は、心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこととする。
 - 3 食事の提供は、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂及び共同生活室で摂ることを支援することとする。

(相談及び援助)

- 第11条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第12条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこととする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者及びその家族との交流等の機会を確保するように努めることとする。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めることとする。

(機能訓練)

第 13 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うこととする。

(健康管理)

第 14 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

(栄養管理)

第 15 条 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこととする。

(口腔衛生管理)

第 16 条 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行うこととする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 17 条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときには、本人及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 18 条 施設は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、従業者の勤務体制は次のとおりとする。

職 種	勤 務 体 制
1 施設長（管理者）	毎週月曜日～金曜日 8 時 3 0 分～ 1 7 時 3 0 分

2 生活相談員	毎週月曜日～金曜日 8時00分～17時00分
3 介護支援専門員	毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
4 機能訓練指導員	毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
5 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤1 8時00分～17時00分 1名 日勤2 10時00分～19時00分 1名
6 介護職員	標準な時間帯における最低配置人員 日勤1 8時00分～17時00分 4名 日勤2 10時00分～19時00分 2名 超遅 14時00分～22時00分 2名 夜勤 22時00分～9時00分 2名
7 医師	毎週水曜日 13時00分～15時00分
8 栄養士	標準な時間帯における最低配置人員 早勤 6時00分～15時30分 日勤1 8時00分～17時30分 日勤2 9時00分～18時30分 日勤3 10時00分～19時30分
9 調理員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤 6時00分～15時30分 1名 日勤1 8時00分～17時30分 1名 日勤2 9時00分～18時30分 1名 日勤3 10時00分～19時30分 1名
10 事務員	毎週月曜～金曜 8時30分～17時30分

2 施設は、当該施設の職員によってサービス提供を行う。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第19条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 その他の費用の額

(1) 居住費

別表1に定める額とする。

(2) 食費

別表2に定める額とする。

(3) 特別な食事

ア 入所者の希望に基づいた特別な食事の提供に当たっては食事のメニューの一覧表、料金等を施設内に掲示することとする。

イ 利用料金：入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴う 費用の実費

(4) 貴重品の管理

入所者の貴重品管理サービスは、以下に掲げる内容のとおりとする。

ア 管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預け入れている預金（預り金管理料 月額200円）

イ 管理するもの

上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

ウ 管理上の責任者及び補助者の選定ならびに保管形態

貴重品管理を行う場合、施設に責任者及び補助者を決定し、印鑑と 通帳は別々に保管することとし、入所者等との預り金管理に関する契約書、個人別出納台帳等必要な書類を備え付けておくこととする。

(5) レクリエーション、クラブ活動

入所者の希望によるレクリエーション、クラブ活動に伴う費用（材料代等）実費

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

（施設の利用に当たっての留意事項等）

第20条 施設の入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと

2 施設長（管理者）は、入所者が次の各号に該当すると認めるときは、当該入所者の保険者に対し、所定の手続により、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

(緊急時の対応)

第 21 条 施設は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ施設が定めた協力病院への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 22 条 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第 5 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 23 条 施設は、土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年 2 回以上の訓練を実施するとともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 6 章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第 24 条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第 25 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を行う。

(協力病院等)

第 26 条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、予め協力病院を定めておく。

(秘密保持等)

第 27 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第 28 条 施設は、サービスの提供に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口 特別養護老人ホーム千寿園

苦情受付担当者 生活相談員

2 施設は、サービスの提供に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第 29 条 施設は、虐待の発生又は再発を防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第 30 条 施設は、感染症や非常災害対策の発生において、入所者に対する指定認知症共同生活介護サービスの提供を継続的に実地するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続策定計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域等との連携)

第31条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する、

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。